

Q-1 今回どのような場所から検出されたのか。

A-1 今回検出された場所は、推進工法（立坑と立坑の間を地中で繋ぐ工法）の立坑（縦穴）を建設する際の建設発生土から検出されました。

検出された立坑の深さは、以下に示すとおりとなっています。

No.1 調査地点では、道路の面から -3.0m~5.0mの間

No.2 調査地点では、道路の面から -1.0m~5.0mの間

No.3 調査地点では、道路の面から -4.0m~5.0mの間

No.4 調査地点では、道路の面から -2.0m~5.0mの間

No.5 調査地点では、道路の面から -3.0m~5.0mの間

No.8 調査地点では、道路の面から -3.0m~5.0mの間

Q-2 今回検出されたヒ素やセレンについて

A-2 ヒ素やセレンは海岸が隆起した場所や火山灰の堆積した地層などに多く含まれていると云われ、一般的に自然界に存在しています。

そのため今回検出されたヒ素及びセレンは自然由来の物質であると思われます。

Q-3 今までの下水道工事では発生していないのか

A-3 葉山町の下水道は、平成4年から町内の長柄地区、堀内地区及び一色地区と工事を進めていましたが、過去にヒ素等の物質が基準値を超えて検出されたことはありませんでしたが、平成30年度現工事下流側（葉山公園入口交差点～御用邸前交差点）及び令和元年度現工事の下流側（葉山公園入口交差点～ハートセンター）を施工した際にも検出されております。

Q-4 今後の下水道工事で同様な深さを掘る工事は予定しているの

A-4 下山口地区につきましては、令和5年度までの下水道事業計画区域となっています。引き続き、町道下山口上山口線の平橋付近及び国道134号線沿いに長者ヶ崎方面の区域で同様な深さを掘る工事を予定しています。今後も同様に検出された場合は、同じ対応をしていきます。

Q-5 今回の下水道工事の今後の作業方法、発生土及び汚泥の処分先は

A-5 掘削及び積み込み時には飛散防止対策を行い、本管の推進の際に発生する汚泥については、直接バキュームカーで吸引し、発生土も推進汚泥もその場に仮置きはせず直接搬出することにより、周囲の環境等への影響を防ぎ安全を確保します。発生土及び汚泥の処分先は、無害化できる施設を有した処分先に搬出します。